

働き方改革にご協力をお願いします

2024年4月より、医師の働き方改革の新制度が施行されました
本制度は医師の残業時間に上限を設定し、医師の健康確保と勤務環境の改善を求めるものです
勿論、医師だけでなく医療に関わる病院職員も同じです

【ご協力依頼事項】

- 症状・手術・検査などの説明・相談は、原則平日診療時間内
(8:15~16:30)に対応させていただきます。
- 土日祝日夜間は、当直医師や当番医師が主治医に代わり対応しますので、ご理解ください。

地域を護る病院として、医師および病院職員が健康に働き続けられるような環境を整備し、患者さんに提供する医療の質・安全を確保すると同時に、将来にわたって持続可能な医療提供体制を維持できるように取り組んでまいりますので、ご理解ご協力の程宜しくお願いします

バナーのリンク先:<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/realize/>
「厚生労働省の医師の働き方改革」について



株式会社日立製作所 ひたちなか総合病院
院長 吉井 慎一